

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和4年9月30日

金曜日

号外(5)

目次

## 規則

○富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 1

~~~~~

## 規則

~~~~~

富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月30日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県規則第43号

富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

富山県職員等退職手当支給条例施行規則（昭和28年富山県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第2条中「18日」の次に「（1月間の日数（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。

第20条中「第24条第4項に規定する受給期間延長通知書」を「第24条第5項又は第24条の4第3項の規定により受給期間延長等通知書」に改める。

第24条第1項中「規定による」を削り、「受給期間延長申請書に受給資格証又は退職票」を「受給期間延長等申請書に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。）」に改め、同項ただし書中「受給資格証を」の次に「添えて」を加え、同条第2項中「に規定する申出は、」を「の申出は、当該申出に係る者が」に改め、同条第3項中「に規定

する申出」を「の申出」に改め、同条第6項中「第1項ただし書」を「前項の規定は第6項の場合及び第2項ただし書の場合における第1項の申出に、第1項ただし書」に、「、前項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「速やかに」を「速やかに、」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

第24条第5項第2号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、「又は退職票」を削り、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 7 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて知事に提出しなければならない。

第24条第4項中「に規定する申出」を「の申出」に、「受給期間延長通知書を交付するとともに、受給資格証又は退職票」を「受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）において、知事は、受給資格証」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項ただし書の場合における第1項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第24条の次に次の3条を加える。

(条例第11条第4項の規則で定める事業)

**第24条の2** 条例第11条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、条例第11条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用し

た場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

- (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第39条第1項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの
- (3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと知事が認めたもの

(条例第11条第4項の規則で定める職員)

**第24条の3** 条例第11条第4項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例第11条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
- (2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして知事が認めた職員  
(支給の期間の特例の申出)

**第24条の4** 条例第11条第4項の申出は、様式第11号による受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他同条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。）を添えて知事に提出することによつて行うものとする。

- 2 前項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が条例第11条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 知事は、特例申出をした者が条例第11条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に様式第12号による受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第5項において準用する第24条第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、知事は、受給

資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、知事は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第11条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

5 第24条第7項の規定は特例申出及び前項の場合並びに第2項ただし書の場合における特例申出に、第24条第1項ただし書の規定は第1項及び前項の場合に、第24条第3項及び第4項の規定は第2項ただし書の場合における特例申出について準用する。

様式第4号から様式第7号の5まで、様式第7号の7及び様式第7号の8中「提起することができます。ただし、この処分」の次に「(1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決)」を加える。

様式第11号中「(第24条関係)」を「(第24条、第24条の4関係)」に、「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、

③職業に就くことができない理由			
④③の理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者
⑤職業に就くことができない期間	年 月 日から		年 月 日まで
富山県職員等退職手当支給条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり申請します。			
年 月 日			
富山県知事		殿	
申請者氏名			

を

③この申請書を提出する理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由〔 〕		
④③のアの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者
⑤職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
富山県職員等退職手当支給条例施行規則第24条第1項第24条の4第1項の規定により上記のとおり申請します。 年 月 日 富山県知事 殿 申請者氏名			

に改め、同様式注意事項2中「「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その」を削る。

様式第12号中「(第24条関係)」を「(第24条、第24条の4関係)」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、

受給期間延長の理由	
延長後の受給期間満了年月日	年 月 日
富山県職員等退職手当支給条例施行規則第24条第4項の規定により上記のとおり受給期間を延長する。 年 月 日 富山県知事 印	

を

受給期間延長等の理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由〔 〕
------------	--

職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長等後の受給期間満了年月日	年 月 日
<p>富山県職員等退職手当支給条例施行規則 第24条第5項 第24条の4第3項の規定により上記 のとおり受給期間を延長する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">富山県知事 印</p>	

に改め、同様式注意事項2中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「職業に就くことができない」を「申請書を提出する」に改め、同様式注意事項3中「職業に就くことができない」を「受給期間延長等の」に改める。

様式第16号（表）中

②公共職業訓練等に関する事項	(1) 種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号の訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの
	(2) 職種	(3) 期間		(4) 昼夜間の別		昼間・夜間
	(5) 受講開始年月日	年 月 日		(6) 終了予定年月日	年 月 日	
	この欄の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名)					

を

(1) 種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠し	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講	6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条
--------	----------	--------------------	----------------------------	------------------------------------	---	-----------------------------------

②公共職業訓練等に関する事項		講習及び訓練	練	た同項第3号の訓練	習として厚生労働大臣が定めるもの	第2項に規定する認定職業訓練
	(2) 職種		(3) 期間		(4) 昼夜間の別	昼間・夜間
	(5) 受講開始年月日	年 月 日	(6) 終了予定年月日	年 月 日		
	この欄の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名)					

に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県職員等退職手当支給条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(人 事 課)

